

あおいろ NEWS

公益社団法人
浜松西青色申告会 浜松地区会

With this one step, our future begins.

Vol.277

2024.12.16

あなたと地域に情報発信！

新ぶらり街めぐり PHOTO GALLERY No.26

都田テクノロードと銀杏並木

都田テクノロードは、テクノポリス都田地区に向かうシンボルロードです。この時期にはきれいな銀杏並木を眺めることができます。

浜松市は、高度の技術革新と知識集約型の新しい都市づくりを目指す通産省の「テクノポリス構想」に、いち早く誘致の名乗りを上げました。1993年に都田地区の区画整理が完工し、多くの工場や研究所が集まるテクノポリス都田地区が誕生しました。

INDEX

- 花いっぱい青色いっぱい運動 P.2
- 納税表彰式 P.3
- 東海ブロック大会開催 P.3
- 活動報告・お知らせ P.4~

公益目的事業・地域貢献事業等活動報告

2

街頭宣伝

花いっぱい青色いっぱい運動の一環として、遠鉄百貨店前で街頭宣伝が行われました。

当会の伊藤会長や浜松西税務署から浅野署長さんをはじめ幹部の方々も激励に駆けつけてくださいました。午後になると天気は澄みわたった秋晴れとなり、道行く人々に『青色申告制度』や『インボイス制度』等の呼びかけを行いました。それに併せてパネルによる広報も実施しました。また、『まちの保健室』も昨年に引き続き、静岡県看護協会ご協力のもと開催することができました。

”税金“は大切な国の”会費“です。この機会にもう一度その役割について考えてみませんか？

「税」を
考える週間 第13回令和6年
11月11日(月)~
11月17日(日)花
いっぱい
青色
いっぱい
運動令和
16年
11月
11日
(月)
開催

1

花いっぱい
運動

地域の美化に貢献する『花いっぱい運動』が、11月11日(月)に開催されました。

当初は天候が心配されていましたが、当日は曇り、青空も垣間見えました。

午前10時からスタートし、伊藤会長を中心とした役職員の方々が、12個のプランターへヒオラの苗の植え込み、近隣地域の住民へ花苗の無料配布、街路樹周辺の草刈りやゴミ拾いを行いました。また、本年も浜松西税務署から浅野署長さんをはじめ幹部の方々にご参加いただきました。本当にありがとうございました。

当会にお越しの際は、美しくなった舗道をぜひご覧ください！



3

献血支援
活動

青年部の秋の活動は、公益目的事業が中心です。去る、10月23日(水)、「不動産登記簿の見方と相続登記申請義務化セミナー」を開催しました。司法書士の山本幸則先生を講師にお招きし、本年4月1日からスタートした相続登記の申請義務化についてわかりやすく説明をしていただき、大変好評でした。また、「花いっぱい青色いっぱい運動」の一環である「献血支援」を11月11日(月)、JR浜松駅北口で実施しました。当日は心配された天候も回復し、13名の部員が一致協力、熱く呼びかけたお陰で、受付50名の成果を達成しました。皆さんお疲れ様でした！

令和6年度〈納税表彰式〉表彰状を進呈

去る11月14日(木)、ホテルクラウンパレス浜松において、浜松西税務署主催の『令和6年度納税表彰式』が開催されました。これは毎年「税を考える週間」に合わせて行われる行事であり、長年に亘り適正な申告と納税に努め、納税意識の高揚に尽力された方々が表彰されます。当会の伊藤会長は浜松西税務連絡協議会を代表して祝辞を述べました。

本年度の浜松地区会からの受表彰者は下記のとおりです。心からお祝い申し上げますと共に、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。



浜松西税務推進協議会長表彰

浜松西税務署長表彰

小 粥 康 秀 氏
庵 原 久 惠 氏
野 牧 弘 久 氏
松 原 弘 氏
渥 美 一 郎 氏

横 山 則 樹 氏
川 口 昇 氏
磯 部 幸 子 氏

第67回 東海ブロック大会開催

第67回青色申告会東海ブロック大会が、10月17日(木)に岐阜県高山市の高山グリーンホテルにおいて開催されました。青色申告会は国税局単位で全国8ブロックに分けられており、毎年ブロック大会を開催しております。

第1部では税制改正要望・決議(別掲)が採択されました。第2部

東海ブロック大会 税制改正要望

〈重点項目〉

- 一、公平な課税のあり方を実現するため、個人事業主に法人企業の役員給与と所得控除と同様に勤労性を認め、早期に青色事業主勤労所得控除制度を創設すること。
- 二、青色申告制度の普及と税務手続きの電子化を図るため、正規の簿記の原則により記帳し電子帳簿保存またはインターネットによる申告を行う、事業的規模にいたらない不動産所得者の青色申告特別控除20万円を10万円に引き上げること。
- 三、個人事業主の事業承継税制の円滑な運用のため、特定事業用資産の範囲拡大と資産評価のあり方を見直し、個人事業主の事業承継をいっそう支援すること。
- 四、個人事業主の届出制を廃止し、同族法人の役員・給与所得者と同一の取扱とする。こと。
- 五、消費税の一般課税・簡易課税を確定申告期に自由選択できるようにすること。
- 六、青色申告の純損失の繰越控除期間について、法人・個人の税法上の格差を是正すること。
- 七、個人住民税の各種所得控除額を所得税と同額にすること。

ではご来賓による祝辞の後、大会宣言が発表され、こちらも満場一致で採択されました。その後、記念講演として、湯下名古屋国税局長による「税務行政の現状と課題」というテーマの講演が行われました。日本の経済や社会の現状と課題や、今後の税務行政について大変分かりやすくご講演をいただきました。

令和6年度 税制改正要望に関する決議

社会経済情勢の変化により、個人事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい。日本経済の成長には、地域経済の活性化と地域を支える個人事業者の活力が欠かせない。厳しい経営環境を乗り越えるため、税負担の公平性や働き方の中立性を確保し、個人事業者の経営活力を呼び戻す税制政策の実現を強く求める。

青色申告会は、時代に即した公平・中立・簡素な税制の構築をはじめ、個人事業者の経営環境の整備にむけて、次の重点項目の政策提言を行い、その早期実現のための運動を強力に展開する。

- 一、消費税インボイス制度の負担軽減措置を恒久化し、軽減税率制度の対象品目の取扱い等を見直すこと。
- 二、正確な記帳に基づき、適正申告を行う青色申告者の勤労性を正當に評価した青色事業主勤労所得控除制度を創設すること。
- 三、青色申告制度の普及ならびに記帳水準のさらなる向上、税務手続きの一層の電子化を図るため、事業的規模にいたらない不動産所得者が正規の簿記の原則により記帳し、インターネット等により申告した場合に、青色申告特別控除10万円を20万円に引き上げること。
- 四、個人事業主の事業承継税制の円滑な運用が図られるよう、流動資産等を特定事業用資産の対象とするなど更なる見直しを行うこと。

以上決議する。

重要

『記帳(決算)個別指導会』 ご案内をしますので、ご出席を!!

- 確定申告直前、最後の指導会です。
- 「消費税申告をする方」が激増→申告期は大変混雑!
- お1人お1人が「キチンと準備」していただかないと、スムーズな申告指導(完全予約制)が実施できません。

○ご案内する方

- ①新規入会者・青色教室受講者・PCサポート会員
- ②消費税課税事業者(インボイス登録事業者)

○内容

- ①決算仕訳指導
(在庫・売掛金・買掛金・減価償却費・経費家事按分等)
- ②青色決算書作成指導
(用紙の配布、下書きの作成等)
- ③確定申告書下書き指導
(用紙の配付、必要書類の説明等)
- ④消費税申告(2割特例等)の準備指導
(集計表の配布、作成等)

○実施日程等

- 《日程》1月14日(火)・21日(火)・22日(水)・24日(金)・27日(月)
- 《受付》午前(9:00~10:30) 午後(13:30~15:00)
※待ち時間短縮のため、受付時間を分けてご案内します。
- 《会場》浜松青色会館 5階ホール
- 《持ち物》●帳簿 ●過去2年分の決算書・申告書控 ●参考資料 ●認印
《PC等》サポート会員の方のみPC・データの持込み可能です。
※サポート会員以外の方は、残高試算表・元帳等を印刷・ご持参ください。

問合せ TEL:454-2101 指導担当(鈴木・杉本・松島)

※日程変更等は事務局へご連絡ください※



浜松青色共済会

第二十八回 通常総会

去る十一月二十一日(金)、浜松青色会館5階会議室において、浜松青色共済会第二十八回通常総会が開催されました。本年も完全収束に至っていない新型コロナウイルス感染症に対する配慮から総会出席対象者である多くの理事・代議員の方々が委任状で出席されました。冒頭、「総会は、役員・代議員百十八名の内九十六名(委任状九十人を含む)の出席があり、適法に成立する」との報告があり、その後議事次第に従って進められました。

本総会も昨年と同様、委任状の議決権の行使が大多数となったため、総会の議案は先日開催された理事会(十一月十三日)での事前協議案が全て原案どおり満場一致で承認可決されました。

コロナウイルス感染症がほぼ収束にあるとはいえ、従来と同様な共済会の活動推進への道のりはまだまだ遠いように思われます。こうした中で、昨年度より一歩二歩前進した事業活動を推進すると同時に、団体抜きの火災保険・自動車保険や青色人間ドッグの新システム等、新規事業の速やかな構築にも努力していきます。会員の皆様のご支援ご協力をより強くお願い申し上げます。

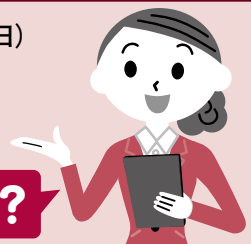


確定申告指導会は
完全予約制
です!

令和6年分決算・申告指導会(令和7年1月28日~3月17日)

「予約システム」

確定申告指導会のご予約はお済ですか?



◆予約ハガキ
12/26(木)発送!

- 日時の確認!
※日時はご希望に添わない場合があります。悪しからず、ご了承ください。
- 下書き・持物の確認を!
※下書き用紙は事務局で配布中!
- ハガキは当日持参!

◆予約日時の変更は?

- 予約日時の変更、キャンセルは
お電話で!
- TEL:053-454-2101
- 期間:1月6日(月)~27日(月)
- 時間:9:00~17:00

◆おひとり1回で申告を済ませましょう!

- ※インボイス制度により指導数が倍増しました。
- ※確定申告期は完全予約制(お1人:45分間)です。
- ※お早めに、確実なご準備をお願いします。

令和6年 秋季会員研修旅行 **レポート****奈良**

祈りの回廊、
斑鳩の魅力満載、
世界遺産日本第1号の法隆寺と
法起寺・法輪寺を巡る旅

11月28日(木)、秋季日帰り会員研修旅行奈良コースが実施されました。今年のテーマは聖徳太子の御心を今に伝える、斑鳩の里、法隆寺・法輪寺・法起寺を巡りました。

バスの車中で研修を実施しながら、まずは昼食場所の平宗へ。郷土料理の柿の葉寿司を楽しみました。

昼食後、世界遺産日本第1号の法隆寺を拝観。飛鳥時代を偲ぶ日本最古の木造建築で、聖徳太子が建立された寺院として、1400年に及ぶ輝かしい伝統を今に誇っています。五重塔・金堂そして飛鳥時代の宝物を多数安置している大宝蔵院等を拝観し併せて中宮寺も立ち寄りしました。

その後、聖徳太子ゆかりの寺である、法起寺(山背大兄王が太子ゆかりの岡本宮を寺に改めた)と法輪寺(山背大兄王が父の聖徳太子の病氣平癒を願って創建)を拝観しました。

参加された会員の皆様は、しばし、飛鳥時代にタイムスリップされて楽しまれたことでしょう。来年の企画にもご期待ください!

**京都**

千年の時を超え、
『源氏物語』の世界を満喫、
紫式部ゆかりの蘆山寺と
石山寺を巡る旅

11月27日(水)、秋季日帰り会員研修旅行京都コースが実施されました。今年のテーマは大河ドラマ『光る君へ』にちなんで、源氏物語の世界の満喫コースで、蘆山寺と石山寺を巡りました。

バスの車中で研修を実施しながら、まずは京都市街へ。昼食場所の京都ガーデンパレスへ到着。落ち着いた雰囲気の中で、美味しい松花堂弁当をいただきました。

その後、御所を通り抜け、源氏物語執筆地及び紫式部邸宅址として知られる蘆山寺へ。源氏物語五十四帖押絵展も観覧しました。

次にバスに戻り石山寺へ。紫式部が源氏物語の着想を得たとされる寺で、平安時代には貴族らが盛んに詣でていたと言われています。

本堂内陣、あるいは大河ドラマ館を観覧されたり、月見亭近辺から琵琶湖を一望したりと自由な時間を過ごしました。その後無事に浜松へ戻ってまいりました。千年の時を超え、源氏物語の世界を満喫されたことでしょう。



◆◆◆ 歯科医師部会総会 ◆◆◆

去る10月31日(木)、アクトシティコンgresセンター21会議室において「部会総会」を開催しました。浜松西税務署・東税務署、本会役員のご臨席をいただきました。総会においては、実施事業・事業計画等の報告がなされました。また、総会に引き続き浜松西税務署 尾崎記帳指導推進官による研修会(テーマ:定額減税と歯科医師の適正な決算について)が開催されました。出席者からの質疑をひとつひとつ丁寧にご回答いただき、大変有意義な研修となりました。歯科医師部会は、最新の税制(インボイス制度・電子帳簿保存法)や医院の経営等に

係る環境変化など歯科医師の先生方が“ここでしか聞けない”研修を開催しています。現在、組織強化(会員増強)に取り組んでおります。どうぞ宜しくお願いいたします。



青色無料相談会

予約制

資産税相談

相続税・贈与税・譲渡所得 等に関する相談を受付いたします。

- 【開催日】 令和7年1月14日(火)
- 【時間】 13:30~16:00
- 【会場】 浜松青色会館 6階
- 【担当】 東海税理士会
浜松西支部所属 税理士 山下 勝志氏
- 【内容】 相続税・贈与税・譲渡所得 等
- 【持ち物】 関係書類

法律相談

債権債務・不動産・交通事故等、その他法律全般に関する相談を受付いたします。

- 【開催日】 令和7年1月22日(水)
- 【時間】 13:30~16:00
- 【会場】 浜松青色会館 6階
- 【担当】 顧問弁護士
鈴木 孝裕氏
- 【内容】 債権債務・
不動産・交通事故 等
- 【持ち物】 関係書類



※各相談については事前に事務局迄ご予約ください。TEL.454-2101

「源泉所得税」の納付期限のお知らせ

7月~12月分の納期の特例による源泉所得税は

令和7年 **1月20日(月)** が納付期限となります。



事務局では1月14日(火)より記帳(決算)個別指導会が開催されますので会員の皆様には

令和7年1月10日(金)

までにご来局いただきますようお願いいたします。

なお、必要書類(OCR納付書・控除証明書等)をお忘れなく、また、事業主及び専従者(従業員)・扶養親族のマイナンバーの記載が必要です。

事業主のマイナンバー確認書類(写し)のご持参を必ずお願いいたします。

事務局からのお知らせ

年末年始の業務について

- 年末の業務は **12月27日(金)** で終了させていただきます。
- 年始の業務は **1月6日(月)** から開始させていただきます。

